

令和元年7月30日
住宅局住宅生産課

全国47都道府県で、改正建築物省エネ法の概要説明会を開催します！

～本年5月に公布された「改正建築物省エネ法」の要点をご紹介します～

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」が、令和元年5月10日に国会において成立し、同年5月17日に公布されました。

本説明会では、住宅・建築物の事業に携わる方々を対象に、今後施行予定の改正建築物省エネ法の制度概要及びそのスケジュール等について説明を行います。

なお、省エネ基準等の詳細については、11月頃を目処に別途説明会を開催する予定です。

1) 対象

住宅・建築物の省エネルギー化に携わる事業者・審査者等の方々

（建築主、設計業者、施工業者、設備機器製造業者、エネルギー供給業者、審査機関、行政庁等）

2) 期間・会場

- ・ 期間：令和元年8月20日（火）～9月27日（金）
- ・ 会場：全国47都道府県 ※詳しくは【別紙1】を参照ください。

3) 内容

- ① 改正建築物省エネ法の概要
- ② 改正法に盛り込まれた各措置
- ③ 法律の施行時期およびスケジュール など

4) 参加費

無料

5) 申込方法 ※詳しくは【別紙1,2】を参照ください。なお、定員になり次第受付終了とさせていただきます。

- ・ WEB：<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/2019shoene-gaiyou>
- ・ FAX：0120-252-936
- ・ 電話：0120-771-266（受付時間 9：00～18：00（土・日・祝除く））

【講習の申込・手続き等に関する問い合わせ先】

改正建築物省エネ法の概要説明会受付窓口

TEL：0120-771-266（受付時間 9：00～18：00（土・日・祝除く））

【担当】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 課長補佐 道見 聡 係長 伊原 冬樹

電話：03-5253-8111（内線 39-429,39-437）

FAX：03-5253-1629